令和２年４月オレンジ勉強会

代理受領について

令和２年４月１７日

弁護士　根岸　美香

第１，事案の概要及び問題点

債権者Ａが，債務者Ｂの第三債務者Ｃに対する債権から債権の回収を図ろうとした。この場合の，債権回収方法として，債権譲渡と代理受領を検討する。

第２，代理受領とは

代理受領とは，本人に代わって，本人に対する債務者からの支払いを受領すること。一般的には，債権者が債務者に代わって，第三債務者からの支払いを受領することが多い。

なお，代理受領によって取得した金銭その他の物について，代理受領者がただちに所有権その他の権利を取得することはないが，前述の通り，代理受領権者は本人に対し何らかの債権を有していることが一般的であることから，当該債権と相殺することにより，当該債権の満足を得ることになる。その意味で，非典型担保のひとつとされている。

第３、債権譲渡と代理受領の違い

（１）債権譲渡

・　債権の同一性を維持しつつ，債権者が変更される。

・　債権譲渡禁止特約が付されている契約を譲渡した場合，債権の譲受人が，譲渡禁止特約について悪意又は重過失であると，債務者から履行を拒絶される可能性がある。

したがって，債権譲渡禁止特約が付されていることが一般的な，預金債権や，公共工事の請負代金債権の譲渡を受けて，債権回収を図ることは事実上できない。

・　債務者対抗要件を具備すれば，債務者に対し，当然に訴訟上請求できる。

・　第三者対抗要件を具備すれば債権譲渡人が二重に債権譲渡をしても，債権回収が出来る。

（参考条文）

民法第四百六十六条　債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

２　当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

３　前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を

拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

※改正民法は、譲渡禁止特約について悪意又は重過失の場合には、債権譲渡自体を無効とするのではなく、債務者が履行を拒絶できるとした。

（２）代理受領

・　代理受領者はあくまで債権の取り立てを行うにすぎず，債権者の変更はない。
・　債権者に変更はないため，譲渡禁止特約の存在は，債権の取立ての支障とならない。
・　債権者は債権を有したままであるため，債権者が代理受領者に代理受領の権限を与えてもなお，債権の受領権限を有する。したがって，代理受領契約において，債権者が債権の取立てをしないことを約しておくことが望ましい。

　さらに，第三債務者との間でも，債務者に弁済しないよう確約しておくべきである（平成 7 年 12 月 13 日　裁判所名　東京地裁　裁判区分　判決　事件番号　平６（ワ）１８０３７号）。

・　代理受領権者に，当然に訴訟追行権があるとはいえない（平成 29 年 8 月 17 日　裁判所名　東京地裁　裁判区分　判決　事件番号　平２８（ワ）２２８１０号）。

第４，代理受領の手続

・　代理受領者となる者（債権者）と債権の取立てを依頼する者（債務者）との間で，代理受領に関する委任契約を締結する。

　このとき，取立ての対象となる債権の特定には注意する。

・　第三債務者からの承諾を得ておき，債務者に対して弁済しないよう確約しておく。
・　代理受領委任状ないし代理受領権付与通知書を作成し，第三債務者に示せるようにしておく。

以上